

公共工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務
取扱要綱

平成 13 年 5 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）」の規定に基づき防府市が発注する建設工事等（防府市建設工事等請負業者選定事務要綱第 1 条に規定する「建設工事等」をいう）の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(発注見通しの公表)

第 2 条 毎年度の発注見通しの公表は、次のとおりとする。

1 公表対象

予定価格が 250 万円以上と見込まれる工事及び 1,000 万円以上と見込まれる業務委託を対象とする。

2 公表時期

(1) 通年分を 4 月 1 日に公表し、以降 7 月、10 月、1 月に変更及び追加分を公表する。

(2) 公表後、次期公表までの期間内に発注することになった工事は、毎月追加で公表する。

3 公表方法

「発注予定工事一覧表」により公表する。

4 公表場所

契約課で閲覧並びにインターネットにおいても公表する。

5 公表終期

当該年度末（3 月 31 日）まで公表する。

(情報の公表)

第 3 条 契約締結後の情報の公表は、次のとおりとする。

1 公表対象

予定価格が 200 万円以上の工事及び 100 万円以上の業務委託を対象とする。

2 公表時期

契約及び変更契約締結後遅滞なく公表する。

3 公表内容

(1) 一般競争入札の参加資格

公告文を掲示対象期間以降も引続き公表する。

(2) 一般競争入札

入札に参加させなかった者の名称及びその理由

(3) 指名競争入札

指名した者の名称及び指名理由

(4) 最低価格入札者を落札者とせず他の者を落札者とした場合の理由

(5) 最低制限価格設定の場合における同価格未満の入札者

(6) 総合評価方式の入札方式を行った場合の理由、落札者決定基準及び落札理由

(7) 契約の内容

(8) 変更契約（金額の変更を伴う契約）後の内容及び理由

(9) 随意契約の場合における相手方の選定理由

4 公表方法

(1) 上記3の(2)については、「一般競争入札参加資格審査結果通知書」により公表する。

(2) 上記3の(3)については、「入札参加指名業者表」により公表する。

(3) 上記3の(4)については、調査の結果及び意見を記載した書面により公表する。

(4) 上記3の(7)(8)については、「契約内容説明書」により公表する。

(5) 上記3の(9)については、「随意契約業者選定書」により公表する。

5 公表場所

契約課で閲覧する。

6 公表終期

公表した日の翌日から当該年度並びに翌年度まで公表する。

(入札参加者等の公表)

第4条 入札参加者の資格（格付基準を含む）・名簿・指名基準の公表は、契約課で閲覧並びにインターネットにおいても公表する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。